

「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（案）」に対する意見公募（パブリック・コメント）の概要

1 趣旨

(1) 白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインについて

当該ガイドラインは、市が環境基本計画に基づき、地球温暖化防止に向けて、住宅用再生可能エネルギー設備等の設置支援、公共施設への太陽光発電施設の導入等、温室効果ガスの削減に有効な再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいる中、事業用太陽光発電施設の急速な普及拡大に伴い、事業区域周辺において生活環境、自然環境の保全等に支障をきたす事例が生じていることから、太陽光発電施設を設置する者が、市内における当該施設の設置に関し、近隣住民の安全・安心を守り、生活環境等に配慮しながら、市及び近隣住民に対し、事業計画及び事業内容を工事着手前に明確にすることについて必要な事項を定めています。

(2) ガイドライン策定作業の経過

平成29年3月に資源エネルギー庁により太陽光発電についての事業計画策定ガイドラインが示されたことに伴い、他自治体等の動向を整理し、部内において意見を取りまとめるとともに、課題を整理し、7月に開催した「平成29年度第1回白井市環境審議会」において、方向性についてご審議を頂きました。その後、2回の庁内会議をとおして案の作成を進め、12月に環境審議会で案が承認されました。

(3) 意見公募の実施理由

白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインは、設置者が市及び近隣住民に対し、事業計画及び事業内容を工事着手前に明確にするためのガイドラインです。このため、ガイドライン案作成に当たっては、前述のとおり、部内打ち合わせ、庁内会議及び環境審議会への諮問により市民の皆様のご意見が反映されるよう図ってきましたが、ガイドラインの決定においても市民意見を考慮して行うため、意見の公募を行うものです。

2 ガイドライン（案）の主な内容

ガイドラインの主な内容ですが、対象とするのは10kw以上の事業用の設備で、このうち50kw以上の高圧と10kwから50kw未満の低圧に分けています。

高圧は、周辺への影響も大きいと考えられることから、まちづくり条例の手続きを行う対象とすることとしています。

低圧については、設置場所等把握のため、届け出をしていただくこととしています。

高圧は環境配慮書を環境課に提出、審査後返却し、事業者はこれを添付し都市計画課に開発事前協議書を提出後まちづくり条例の手続きを経て事業着手することとなります。

低圧は、まちづくり条例の対象外ですが、環境配慮書に準じたチェックリストを環境課に提出、審査後返却し、届出書を提出頂き審査して手続き終了となります。

3 募集期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月15日（木）まで

※郵送の場合は2月15日の消印まで有効です。

4 素案の閲覧方法又は閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 環境課窓口（保健福祉センター2階）
- (3) 情報公開コーナー（市役所本庁舎1階）
- (4) 出先機関（西白井複合センター、白井駅前センター、桜台センター、富士センター、公民センター、白井コミュニティセンター及び福祉センター）
- (5) 市立図書館

5 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務している方
- (3) 市内の学校に在学している方
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (5) 本計画に利害関係を有する方

6 意見の提出方法

所定の様式に住所、氏名（法人その他の団体については所在地、名称及び代表者氏名）、連絡先、意見を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 専用の回収箱に投函

※郵送、ファクシミリ、電子メールの提出先は下記8のとおりです。

※専用の回収箱は、環境課窓口、出先機関（上記4の（4）と同じ）及び市立図書館に設置しています。

※住所、氏名その他の必要事項が明記されていない意見は無効となります。

※提出に要する費用は提出者の負担です。

7 意見の取扱い

提出いただいたご意見の内容並びにご意見に対する市の検討結果及びその理由については、取りまとめて市ホームページ等で公表します。ただし、公表に当たっては、個人情報その他公表することが不適切な情報を除いて行います。

また、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので予め御了承ください。

8 問い合わせ及び郵送、ファクシミリ、電子メールの提出先

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

白井市役所 環境建設部 環境課 環境保全・放射線対策班

電話：047-492-1111(内線 3272) ファクシミリ：047-492-6377

電子メール：kankyoushiroi@city.shiroi.chiba.jp